

# モバイルアクセスサービス契約約款【現改比較表】 2023年2月15日現在

～2023年2月21日

2023年2月22日～

<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(約款の適用)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(約款の公表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章 ～ 第13章 (略)</p> <p>別記 ～ 別表4 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(約款の適用)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。</u></p> <p>(約款の公表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第2章 ～ 第13章 (略)</p> <p>別記 ～ 別表4 (略)</p> <p><u>附則（令和5年2月9日 レパN第1407号）</u></p> <p><u>1 本約款は、令和5年2月22日から実施します。</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったモバイルアクセスサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。</u></p>
--	--

～2023年2月21日	2023年2月22日～
	<p><u>3 この改正規定実施前に、その事由が生じたモバイルアクセスサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>